

第三期青森市特定健康診査等実施計画（案）概要

「高齢者の医療の確保に関する法律」（昭和 57 年法律第 80 号）第 19 条に基づき、メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査及び特定保健指導の実施計画の策定と実施が医療保険者に義務づけられました。本市では、平成 20 年度から平成 24 年度までを第一期、平成 25 年度から平成 29 年度までを第二期とした特定健康診査等実施計画に基づき、本市国民健康保険被保険者に実施してきましたが、平成 30 年度から平成 35 年度までの実施方針となる第三期特定健康診査等実施計画を、国が示す「特定健康診査等基本指針」に基づき、策定するものです。

第三期からの見直しのポイント

保険者全体の実施率の目標については、第二期の目標値を維持し、実施率向上に向けた取組が必要。特に全国的に特定保健指導の実施率が低い（H27 全国 17.5% 青森市 36.7%）ことから、特定保健指導の運用ルールを見直しする。

- 計画期間：第三期（平成 30 年度～平成 35 年度）6 年間
- 計画目標：特定健康診査、特定保健指導、ともに第二期と同じ目標値 60%

<各年次目標>

区分	特定健康診査受診率※1	特定保健指導実施率※2	特定保健指導対象者の減少率（H20 年度比）
平成 30 年度	43.0%	41.0%	25%以上減少を維持
平成 31 年度	46.4%	44.0%	
平成 32 年度	49.8%	48.0%	
平成 33 年度	53.2%	52.0%	
平成 34 年度	56.6%	56.0%	
平成 35 年度	60.0%	60.0%	

※1 目標値は、特定健康診査は H28 年度が 40.0%であることから、H30 年度は 43.0%からスタートし、年 3.4%増加で、H35 年度に 60%とした。

※2 特定保健指導は H28 年度が 40.7%である。H30 年度からは運用ルールの見直しの動向を検討しながら、同等の 41.0%からスタートとし、H31 年度 3%増加、H32 年度から年 4%増加で H35 年度までに 60%とした。

＜第三期計画における対象者数の見込み（推計値）＞

対象者数の見込み	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
特定健康診査対象者数（人） ※1	45,655	44,422	43,223	42,056	40,920	39,816
特定健康診査受診者数（人） ※2	19,632	20,612	21,525	22,374	23,161	23,889
特定保健指導対象者数（人） ※3	1,557	1,635	1,707	1,774	1,837	1,894

※1 特定健診対象者数は、H25～H28の平均減少率 0.973 を乗じて算出。

※2 受診者数は、特定健康診査対象者数の見込み（推計値）に受診率目標値を乗じて算出。

※3 保健指導対象者数は、受診者数の見込み（推計値）に保健指導対象者発生率の平均値 7.93% を乗じて算出。

◎計画変更点

1 特定健康診査について

(1) 詳細な健診の項目に血清クレアチニン検査を追加・・・P 8

既に追加項目として血清クレアチニン検査は実施しているため検査項目の内容は変更ありません。 追加する健診の項目→詳細な健診の項目に変更

※詳細な健診の項目とは、医師の判断により受診しなければならない項目

(2) 標準的な質問票の内容を一部変更・・・P 8

「この1年間で体重の増減が±3 kg以上増加している」を削除し、「食事をかんで食べるときの状態」を追加

2 特定保健指導について

(1) 特定保健指導の支援期間の変更・・・P 13～14

実績評価 6ヶ月以上→3ヶ月以上に変更

(2) 動機付け支援相当を新規で追加・・・P 3, P 16

2年連続して積極的支援に該当した場合、1年目に比べて2年目の状態が改善していれば、2年目の特定保健指導は、動機付け支援相当で可。

(3) 特定保健指導のモデル実施・・・P 14

積極的支援においてポイント制によらず、一定の要件を全て満たせば特定保健指導を実施したとみなす。